



KINKI KYOSAI Disclosure



近畿共済の現状
2024

KINKI KYOSAI DISCLOSURE 2024



近畿交通共済協同組合



組合の概要 (令和6年3月末現在)

名 称	近畿交通共済協同組合(略称近畿共済)
所 在 地	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2(大阪府トラック総合会館内)
設 立 日	昭和45年8月27日
組 合 員 数	3,273事業所
出 資 金	1億9,535.5万円
総 資 産	216億4,214万円
役 員 数	105名
職 員 数	133名

CONTENTS

理事長あいさつ	1
組合のビジョン	2
事業の概況	4
組合運営の仕組み	8
法令遵守の体制、リスク管理の体制	9
個人情報保護等について	10
員外利用の管理の体制、裁判外紛争解決制度	11
商品の概要	12
契約の概要	14
事故処理サービス	16
事故防止の取組み	18
トラック共済のネットワーク	20
資料編	21

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



近畿交通共済協同組合
理事長 岡田 博

謹啓

トラック運送事業者の皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆様にお知らせするためにこの冊子を作製いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

近畿共済は、日本万国博覧会が開催された1970年(昭和45年)に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。以降、地域を奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県に順調に拡大して、自動車共済を中心に事業を展開してまいりました。また平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)を窓口に自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取り扱っていない、損保等の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して幅広くトラック運送事業者のニーズに応えてまいりました。

トラック運送事業は、物流のエッセンシャルワーカーとして、長年その使命を果たし国民生活や経済活動を支えております。しかし昨今、若年の運転手不足が深刻化する中、今年4月から始まった運転手の時間外労働の上限規制により、物流の低下、停滞、いわゆる2024年問題が懸念されております。原油価格の高騰や円安

の影響で資材価格が上昇するも価格転嫁が進まず、苦しい状況が続いている中、さらにこの問題を解決するためには、業務の見直し・効率化はもちろんのこと、商習慣の見直しや荷主・消費者の行動変容等、社会全体としての改革が必要と考えます。このような厳しい社会情勢の中で近畿共済は組合員の皆様の経営の一助となるべく、安価な掛金で充実したサービスを提供できるよう、業務の効率化とDXの推進に努め、組合員本位の業務経営に積極的に取り組んでまいります。

さて、令和5年度の決算でございますが、誠に残念ながら、税引き前で5億8,000万円余りの赤字決算となりました。その要因はいろいろございますが、高額賠償事故の多発が最も大きな原因と考えられます。このような状況の中、近畿共済が安定経営していくためには、事故防止の啓発を強化し、事故の要因を分析し、いかにして事故を減らしていくかが重要な課題だと考えます。

大阪・関西万博の開催を来年に控え、また損保の攻勢が激しさを増す中、近畿共済は適正な収支管理に努め、健全な事業運営ができるよう執行部と事務局が一丸となって取り組み、組合員の皆様に支持されるよう、これからも運営してまいりますので、今後ともご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

近畿共済のめざすもの

近畿共済を取りまく環境変化

近畿共済の組織基盤であるトラック運送業界は、国民生活や経済を支える社会インフラという大切な役割を果たしています。しかし、燃料価格の高騰や深刻なドライバー不足、2024年問題への対応など様々な課題に直面しており、運送事業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「荷主対策の深度化」等の制度を継続的に運用し、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受などを行うための対応が求められています。

一方損害保険業界は、保険の自由化以降、保険商品の多様化や価格競争が進み、自動車保険分野では少子高齢化や人口減少に伴う自動車保険市場の緩やかな縮小が予想されます。自動運転などの技術革新や、環境意識の高まりにも対応する必要があり、テレマティクスなどのテクノロジーの活用やサービスの向上に取り組む中で、損保各社の競争は一段と激し

さを増しています。

こうした厳しい状況のもと、当組合においても損保各社との競争に加えて、経済活動の回復に伴い徐々に交通事故が増加しており、損害賠償水準の高額化やリスクの多様化もあいまって収益環境の厳しさおよび今後の不確実性が増大しています。また、共済事業に対して保険と同一の規制を図る一連の動向の上で、事業運営の健全性や透明性の確保をはかり、コンプライアンスの確立が厳しく求められることとなります。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に応えて共済事業を発展させるため、こうした環境変化に対応しつつ、基本理念である相互扶助を運営の根幹において組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため、積極的かつ堅実な事業運営を行ってまいります。

近畿共済をめぐる環境変化

損保業界

保険自由化のもとで商品の多様化、サービスの向上

競争の激化

近畿交通共済 協同組合

規制強化

改正中協法

保険法の制定

改正民法

組合員のニーズの切実化・高度化

組合員

経営環境の深刻化
環境・安全問題等社会的要請

経済的規制緩和

社会的規制強化

経済・社会の構造変化

グローバル化、市場化のもとで規制緩和と消費者保護の重視
自然災害の多発、交通事故防止など社会的要請の増大
人口減少、少子高齢化による産業構造の変化、労働力不足
情報化など様々な技術革新による自動車や保険の進化
SDGsの取組み促進によるホワイト物流、低炭素物流の要請

新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るために自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力による契約獲得費用の節減や交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保の保険料に比較して優位な安い共済掛金を維持する努力をしてきました。

しかし、当組合も市場化や保険の自由化の進展の

もとで他社との競争を余儀なくされ、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためには、組合員の多様化するニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により競争優位性を確保し、独自の信頼とブランド力で差別化を図っていかなければなりません。組合員の相互扶助という基本理念を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟で迅速な対応を図り、組合員本位の事業を展開していきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. リーズナブルな共済掛金設定と厳格な収支管理による安定した事業基盤の確立
3. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献
4. 組合員と組合の「顔と顔が見える」より良いパートナーシップの構築
5. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立
6. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による競争力と効率の向上と組合組織の成長促進



令和5年度 事業の概況

令和5年度のわが国経済は、円安や地政学的リスクの高まりに伴い原材料費や原油などのエネルギー価格が高騰するなか、輸入コストや物価上昇の継続に加え、能登半島地震の影響もあり、景気回復が足踏みしているといえます。

こうした経済環境のもとで、貨物運送業界においては一層厳しさを増しており、燃料価格の高騰による輸送コストの上昇や担い手不足の深刻化、2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の適用への対応など、対処しなければならない問題が山積みしている状況です。

また、安全で環境に配慮した運送業界の実現のため、排出ガス削減やエネルギー効率の改善、持続可

能な輸送手段の選択などの取り組みが求められています。

一方、損保業界は、生産年齢人口が減少を続けることにより、国内保険市場の縮小が予想される一方で、新たなリスクの出現に伴い新たな保険ニーズが出現する、こうした環境の変化にいかに応えていくかが経営上の課題となっており、競争は一段と激しさを増しています。

このような当組合を取り巻く厳しい現状において、当組合は、法令遵守や収支管理の徹底を行いながら、厳しい経営環境にある組合員の経営の一助となるよう共済事業推進に取組んだところ、次のとおりの結果を得るところとなりました。

1. 契約推進

本年度は、契約拡充による経営基盤強化のため契約台数と掛金規模の拡大を最優先課題として、組合員からの意見や協力を得て契約推進活動を展開しました。また、厳しい経営環境にある組合員の経営の一助となるべく、8月に共済掛金の引き下げを前提とした基本共済掛金や割引割増制度の大幅な改正を実施し、その結果、減少傾向にあつた契約台数は増加に転じました。ただし、業界の厳しい状況を反映して、契約者のM&A、減車・休車、廃業や休業等が顕著となつたこともあり、自動車共済掛金は前年度対比97.9%となり、対人、対物および搭乗者共済契約台数が減少したものの、車両共済契約台数は増加し、搬送引取費用特約も対人契約台数の51%まで増加しました。

2. 事故発生状況

本年の全国的な交通事故は、発生件数および死傷者数ともに前年より増加し、前年まで7年連続で戦後最少を更新していた死者数も増加しました。

当組合においては、搭乗者および車両共済において事故が増加し、対人および対物共済において事故が減少しました。

対人事故の死亡者数は12人となり、昨年度から5人減少しました。

3. 事故処理

本年度は迅速・適正な損害査定に重点をおいた事故解決に努め、全種目において年間処理件数が前年度より増加しました。

4. 事故防止対策

事故防止は、取り組むべき最重要課題であるという認識のもと、事故多発事業所に対し、積極的な個別訪問指導を行うなど、個別事業所対策に重点を置き、そのなかで個別講習会の開催、運転適性診断車巡回サービスの実施、アクセスチェック・ミニ（可搬型運転操作検査器）貸出サービスの実施、事故防止機器購入の助成、優良ドライバーコンクール等の実施などに取り組みました。さらに「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」（国土交通省）の12項目について、eラーニング方式の教育システムを提供しました。

5. 制度・規程の改定

自動車共済規程を一部改訂しました（令和6年11月実施）。規程文言を整備、統一し他の規定との整合性を確保しました。適用率の補正方法（激変緩和）の新設や多数割引の拡充および制度変更、搬送引取費用特約における補償率計算不算入を行ったほか、積載中の受託貨物に対する対物賠償特約の新設などを行いました。

令和5年度の収支の状況

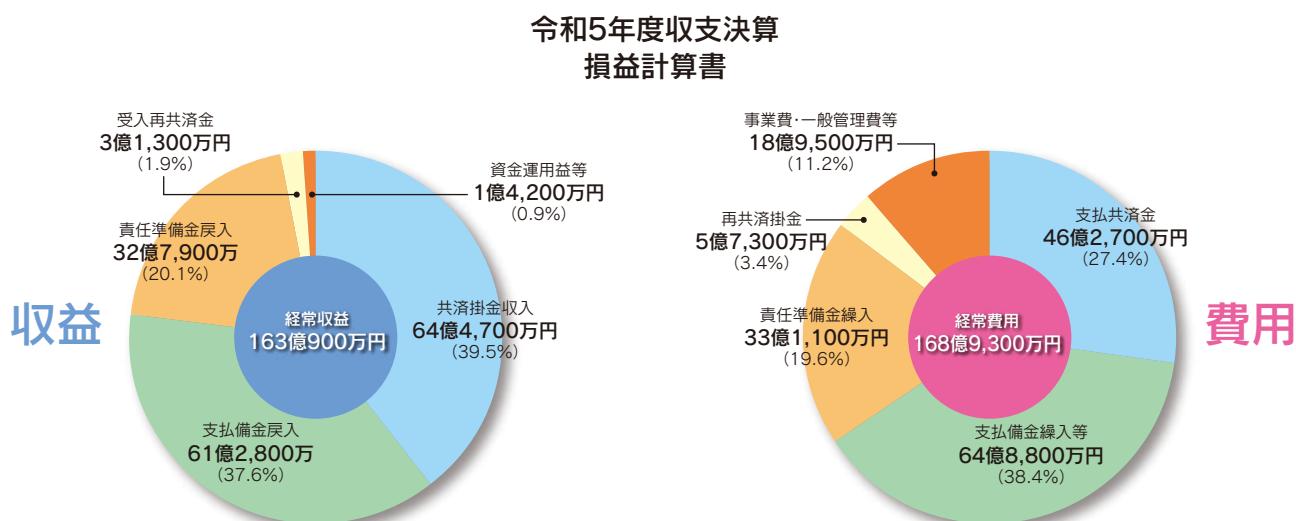
令和5年度は、対人、対物および搭乗者共済の契約台数減少に加えて8月に実施した基本共済掛金の改正などにより正味共済掛金は64億4,700万円と前年度より1億3,877万円(2.1%)減少し、加えて支払備金戻入、責任準備金戻入、資金運用益等が減少したため、経常収益は9億2,503万円減の163億944万円となりました。

一方、車両価格や修理費用の上昇、高額事故の発生などにより支払共済金は4,068万円(0.9%)増加し46億2,679万円、支払備金繰入は68億663万円と6億7,845万円増加し、経常費用は9,900万円増の168億9,283万円となりました。

この結果、今年度は、5億8,339万円を経常損失として計上しました。

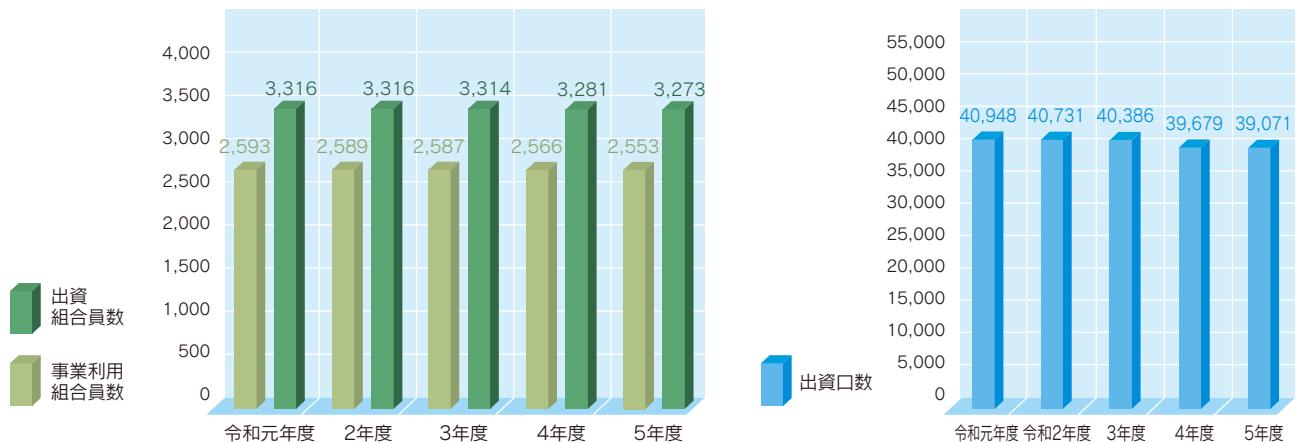
共済種目別の収支状況については、車両共済が1億4,606万円の黒字となりましたが、対人共済が1億8,687万円、対物共済が6億3,447万円、搭乗者共済が668万円の赤字となりました。自賠責については、収支相等の計算をしています。

本年度は当期純損失金について組合積立金を取り崩し処理することとし、その結果内部留保は99億7,584万円となりました。また、本年度は損失決算にともない、定款第62条及び63条の規定により、出資配当および利用分量配当は行いません。

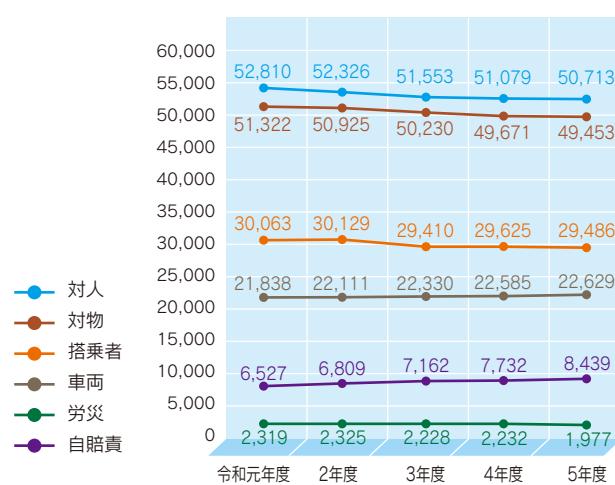


令和5年度 事業の概況

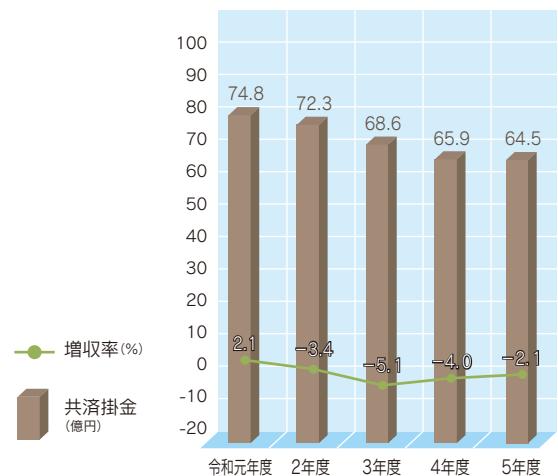
出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



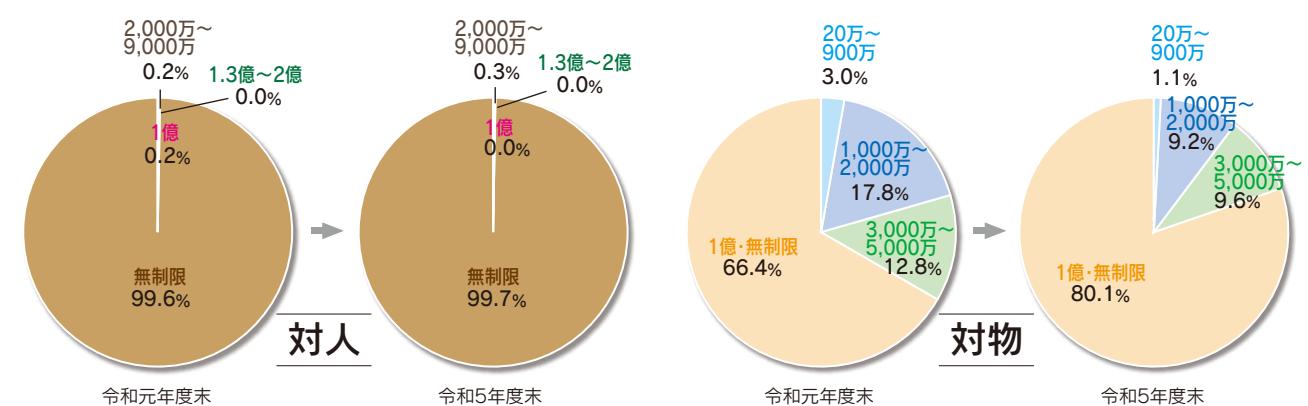
契約台数（人員）の推移



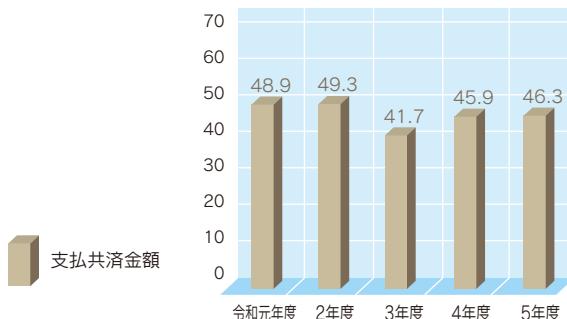
共済掛金収入額の推移



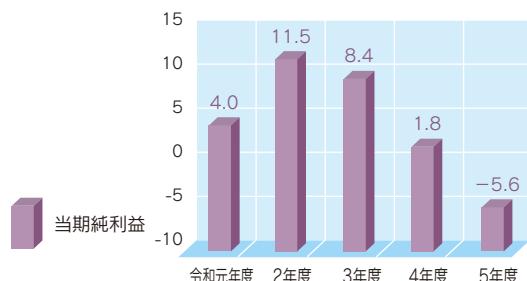
共済金額別契約構成比の推移 (単位: %)



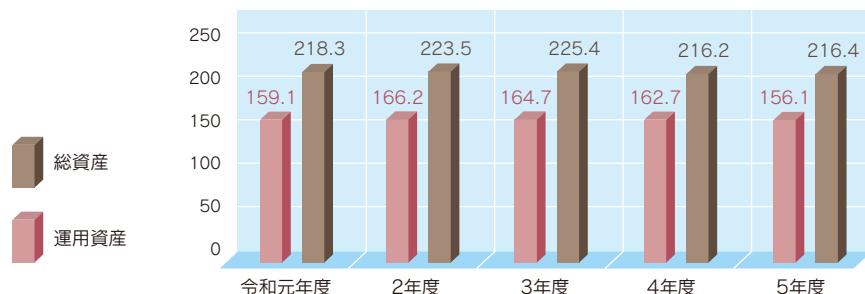
支払共済金額の推移 (単位: 億円)



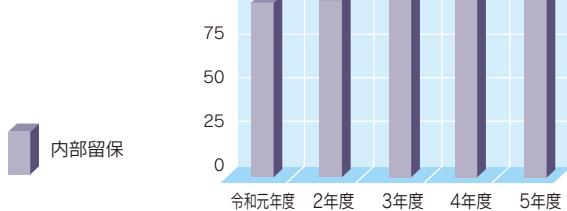
当期純利益の推移 (単位: 億円)



組合資産の推移 (単位: 億円)



内部留保の推移 (単位: 億円)



組合員への配当金額 (単位: 億円)



皆さまからの信頼をいただくために

組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法にもとづき、国土交通省近畿運輸局（当時は運輸省大阪陸運局）の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的にしています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の

意見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。

総代会

各地域から組合員数に応じて選出された総代（184名）による最高の意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款・規程の改正などの機関決定を行い、理事、監事を選任します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



理事会



監事

総代会で選任された監事（7名）により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性の見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



委員会

Three men in dark suits are seated behind a long, light-colored wooden table. Each man has a microphone in front of him. The man on the left is looking towards the center. The man in the middle is looking slightly to the right. The man on the right is looking towards the center. The table has a dark, patterned cloth on it. The background is a plain, light-colored wall.



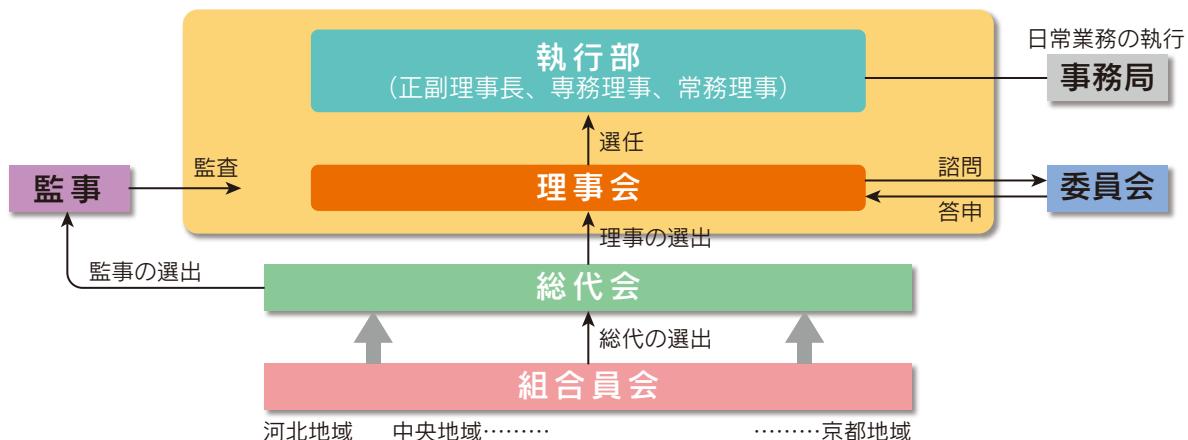
組合員会

A photograph showing a group of people in a meeting room. They are wearing face masks and are seated around a table covered with papers and a green bottle. The setting appears to be a formal meeting or a training session.



地区委員会議

A photograph showing a group of people in a conference room. A man in a suit is speaking into a microphone, while others are seated around a long table, listening attentively. The room has a formal setting with a large map or document on the table.



コンプライアンス（法令遵守）の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス（法令等遵守）の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれにもとづき業務を遂行しています。

2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、

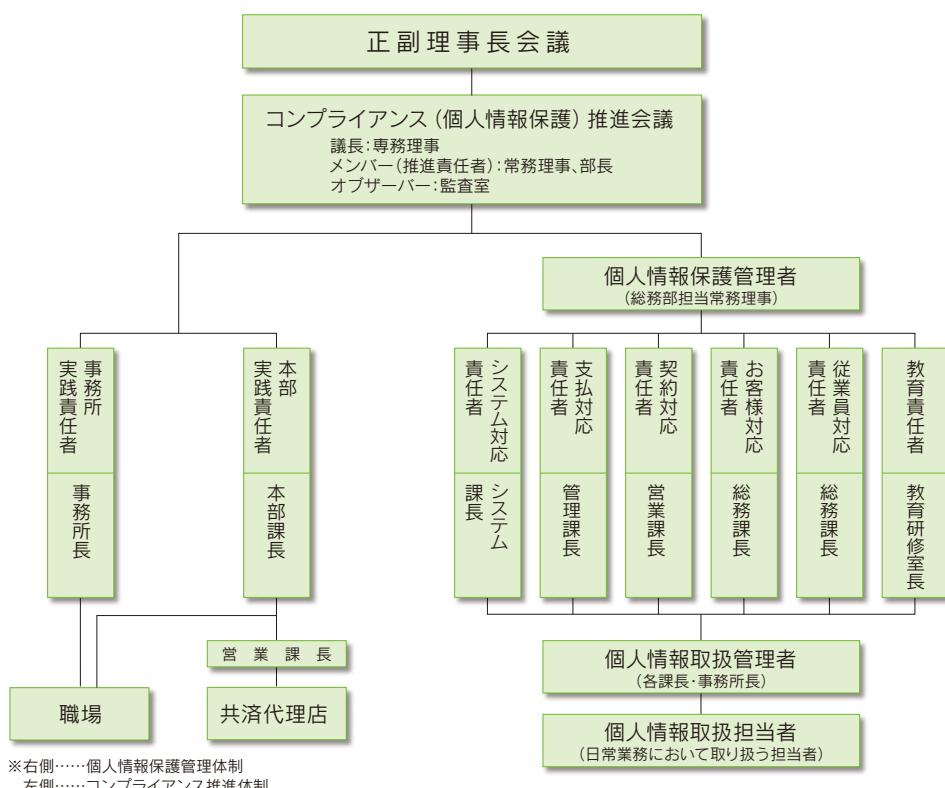
役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを正副理事長会議において決議し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全役職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底をはかっています。

■コンプライアンス推進体制



リスク管理の体制

当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・経営者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めていきます。

皆さまからの信頼をいただくために

個人情報保護

当組合では、個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を

定め、情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めていきます。

個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）では、組合員・契約者等の皆様からのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

1 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ①ご本人かどうかの確認 | ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介 |
| ②共済契約の締結および共済掛金等の収受 | ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供 |
| ③共済金等の支払 | ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施 |
| ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求 | ⑨より良い商品の開発 |
| ⑤事故防止活動 | ⑩その他、組合員・契約者等の皆様とのお取引等の適切かつ円滑な履行 |

2 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (1)法令により必要と判断される場合 | (3)共同利用を行う場合（下記③をご覧ください。） |
| (2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合 | (4)組合員・契約者等の皆様または公共の利益のために必要であると考えられる場合 |

3 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、「個人データの共同利用について」をご覧ください。

4 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆様に関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めています。

5 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆様から情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820

個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

特定個人情報等の取扱い

当組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者

編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることができると規定されています。当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。

苦情・紛争解決機関について

当組合では、ご利用の皆さんに満足いただけるサービスの提供を目指して、共済事業にかかる相談や苦情を受付けております。皆さんの苦情や相談は、時として厳しいご意見も含まれていますが、それは当組合の商品やサービスに高い関心と信頼があればこそと真摯に受けとめ、積極的に業務改善に生かしていきます。

また、皆さまから申し出いただいた相談・苦情等について、当組合の対応でご納得のいく解決に至らず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとのお申し出があつた場合は、苦情の申し出内容により、次の機関のご紹介もいたします。

◇一般社団法人 日本共済協会の共済相談所

(一社) 日本共済協会の共済相談所では、会員団体の商品やサービスに関する全般的な相談や苦情を受けとるとともに、審査委員会を設置しており、紛争の申し立てがあつた場合は、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

なお、当組合など15のトラック交通共済で構成する全国トラック交通共済協同組合連合会は、(一社) 日本共済協会の会員団体です。

※申出対象事案 ○共済契約に関する共済契約者等からの苦情の受付

○自損事故共済、搭乗者共済、労働災害共済、共済契約内容に関する共済契約者等からの解決依頼

電話番号 03-5368-5757【受付時間：9:00～17:00（土日・祝日および年末年始を除く）】

詳しくは、同協会のホームページ (<https://www.jcia.or.jp>) をご参照ください。

◇一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の支払に関して、ご納得いただけなかつたときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停および相談等を行います。

※申出対象事案 ○自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

◇公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(公財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、交通事故関係者の利益の公正な保護を図るため、中立公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同センターのホームページ (<https://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

◇公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(公財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国154か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼

詳しくは、同センターのホームページ (<https://n-tacc.or.jp>) をご参照ください。

反社会的勢力への対応および利益相反取引の管理

当組合では、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、毅然とした対応に努めています。また、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めています。

シンプルで確かな補償 わかりやすい商品内容で基本補償を確保します

自動車共済



自動車共済

自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償をしなければならないとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

損害賠償金と費用の合計額から自賠責保険（共済）金を差し引いた額をお支払いします。

被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度としてお支払いします。

引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

臨時費用として、別枠で死亡した場合5万円、入院した場合2万円をお支払いします。

自損事故共済

共済契約者、運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故（運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など）によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険（共済）から補償されないときに、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

■死 亡 共 済 金 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円

■後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて死亡共済金相当額の4%から100%

■介護費用共済金

介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円

■医 療 共 済 金 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円（限度額100万円）

（以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ2分の1となります。）

■減収補償共済金 死亡または入院が60日以上の場合は、対人共済金額に応じて120万円から160万円を契約者にお支払いします。

■臨 時 費 用 死亡の場合30万円、60日以上の入院の場合10万円を契約者にお支払いします。

自損不担保特約もあります。

自損事故共済は、対人共済に自動的に付帯していますが、契約者の選択により自損事故共済の取り外しも可能です。

無保険車傷害共済

自動車事故により、契約自動車に乗車中の人人が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者が対人賠償保険等に加入していないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに、相手方が負担すべき損害賠償額のうち、自賠責保険等の保険金を超える部分について共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

お支払いする共済金は、対人共済の共済金額が限度となります。なお、無制限契約の場合は2億円が限度となります。



対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。特定の対物事故に係る支払共済金の限度額に関する特約が自動付帯します。

お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の損害賠償額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。

引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です（一部の車両において設定できない免責金額があります）。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

ただし無制限であっても、積載された危険物の火災、爆発、漏えいに起因する対物事故等の場合にお支払いする共済金は30億円が限度となります。

けん引自動車の対物賠償特約

けん引中の他社のトレーラーに損害をあたえ損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。

注 被けん引自動車に生じた損害とは修理費（時価を限度）及びレッカーレート

車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。車両価額協定共済特約が自動付帯します。

お支払いする共済金

- (1)ご契約の車両が修理できる場合（分損：修理費が車両共済金額を下回る場合）
ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額。
- (2)ご契約の車両が修理できない場合（全損：修理費が車両共済金額を超える場合） 車両共済金額。
臨時費用として、共済金額の5%（10万円を限度とします）をお支払いします。
なお、自家用乗用自動車の引受限度額については2,000万円です。

搭乗者共済

契約自動車に搭乗中の人（運転者を含みます）が、自動車事故によって死亡したりケガをしたときには共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- 死 亡 共 済 金 共済金額（1名につき300万円、500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円の5種類）全額
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別にお支払いします。
ただし、それぞれ100万円、500万円を限度とします。
- 医 療 共 済 金 入院1日につき共済金額の1.5／1000、通院1日につき共済金額の1／1000（180日限度）。
ただし、それぞれ15,000円、10,000円を限度とします。

搬送引取費用特約

契約自動車が故障や事故等によって走行不能となったときに、自走するための応急処置費用や修理工場まで自動車を搬送するための費用をお支払いします。
また、それにともなう移動費用、臨時宿泊費用および引取費用をお支払いします。

お支払いする共済金

- (1)応急修理費用
- (2)搬送費用
- (3)移動費用 (1)と(2)を合わせて事故の場合は100万円、故障の場合は30万円が限度となります。
- (4)臨時宿泊費用 (3)と(4)と(5)を合わせて5万円が限度となります。
- (5)引取費用



労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額（障害補償給付は後遺障害の程度に応じて）をお支払いします。

休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額（最高1,092日分）をお支払いします。



自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、すべての自動車（原動機付自転車を含む）に加入が義務づけられている強制保険です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3000万円まで（神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4000万円、随時介護のときは3000万円）、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。

お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準にもとづいて迅速・適正にお支払いします。

契約推進 自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

当組合は、交通事故による損害賠償責任を負うリスクから組合員契約者を守り、組合員の経営の一助となるように共済契約の普及推進を図っています。また、協同組合の特色を生かして組合員の協力で契約獲得費用を節減し、交通事故防止に力を入れることで事業費や損害率を抑え、共済掛金水準を抑える努力をしてきました。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者の皆さまが必要な共済種目を任意に選択していただけます。組合員の皆さまにご支持いただける新商品の開発、制度の整備に努めてまいります。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者がご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を行います。



勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたつの方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

勧誘方針～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内いたします。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めています。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進（郵送等）をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めています。
5. 万が一交通事故が発生した場合におきましては、迅速かつ確かな共済金の支払いに努めています。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めています。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めています。

ご契約にあたって

ご契約は、組合員および系列会社に限ります。

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資（一口5,000円）をした方のことといいます。

組合員と人的、資本的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

ご契約のおすすめ

組合員の皆様とのご相談を通じて、リスクや意向に応じた共済プランを提案、説明します。共済契約は、交通事故による損害に対して、適正な共済金で補うことが目的です。共済金額は、適切な額をお付けください。車両共済契約は時価でお引受けします。（車両価額協定共済特約が自動付帯します。）

当組合では、交通事故賠償の高額化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

また、自賠責共済もあわせてご契約いただくと、共済金請求手続などが一本化でき、共済金支払も一段とスピーディとなります。

共済契約の申込み

ご契約時において、当組合が告知を求めるもの（告知事項）について、事実を正確に回答いただきます。（告知義務）その告知いただいた内容が事実と異なっている場合には、契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがあります。共済契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことを十分ご確認いただき、署名または記名押印のうえ提出いただきます。

当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。

共済掛金のお支払い

共済掛金のお支払いには、ご契約と同時に全額を一括して払い込んでいただく一回払のほか、6回払または11回払の分割払方法があります。初回掛金は、原則としてご契約の申込と同時に、現金または小切手で取扱銀行にお支払いください。分割払は、口座振替によりお支払いいただきます。

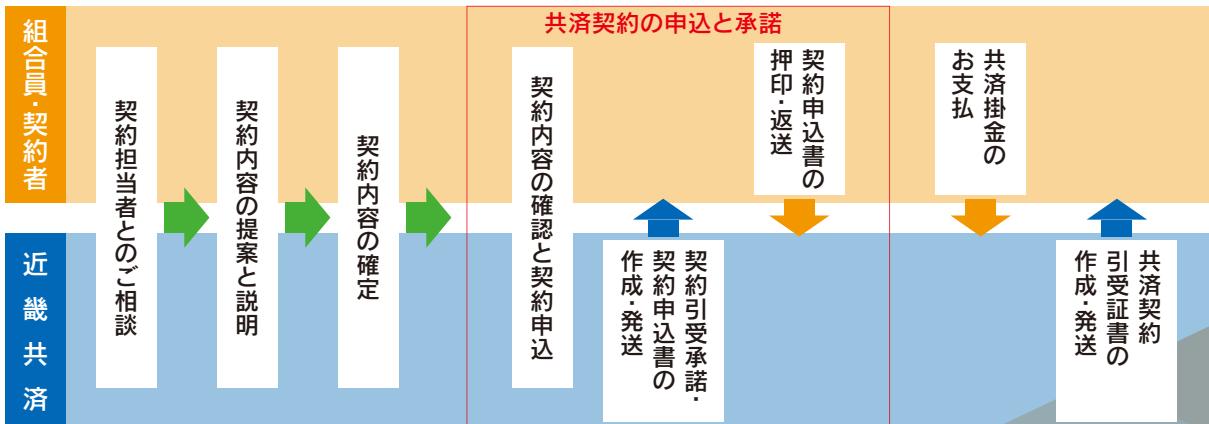
共済期間が始まった後であっても、当組合が共済掛金を領収する前に生じた損害または傷害に対しては共済金をお支払できません。これにかかわらず、共済期間の初日の翌日から3営業日以内に共済掛金を払い込まれたときは、当組合は共済期間の初日から責任を負います。また、払込期日からの翌日から7営業日以内に共済掛金の払い込みがないときは、ご契約を解除する場合があります。第2回目以降の共済掛金について、払込期日の翌日から7営業日以内に払い込みがない場合は、払込期日の翌日以降に事故が発生しても共済金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

（契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など）

契約手続きの流れ



事故処理サービス 親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

共済（保険）の値打ちは、事故が起きたときに試されます。

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組んで解決をはかることが、何よりのサービスとして組合員の皆さんに安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員の皆さんに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員の皆さんにご満足いただけるサービスの提供につとめます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行ってています。

示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談代行サービスを行います。



親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながらすすめます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステムやインターネットを媒介した画像伝送協定システム、判例検索のOA化、各種専門調査機関の有効活用などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。

また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償につとめています。スタッフの社内、社外研修を計画的に実施し、スキルアップを図っています。



組合員への進捗状況報告の強化

事故受付後における被害者、相手方の損害状況や交渉経過、支払状況などを組合員にタイムリーに報告することを徹底しています。

訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

夜間・休日事故受付サービス

平日夜間、土日・祝日の当組合営業時間外の事故のご報告は、「近畿共済事故受付センター」が受付いたします。「近畿共済事故受付センター」では、事故の状況に対応して、ただちに相手方（被害者）や医療機関、修理工場やレンタカー会社への連絡など、必要な初期対応を行う体制を整えています。



夜間・休日事故受付

いざ事故発生
0120-132583

受付時間

平日午後5時から翌日午前9時まで
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)
については終日

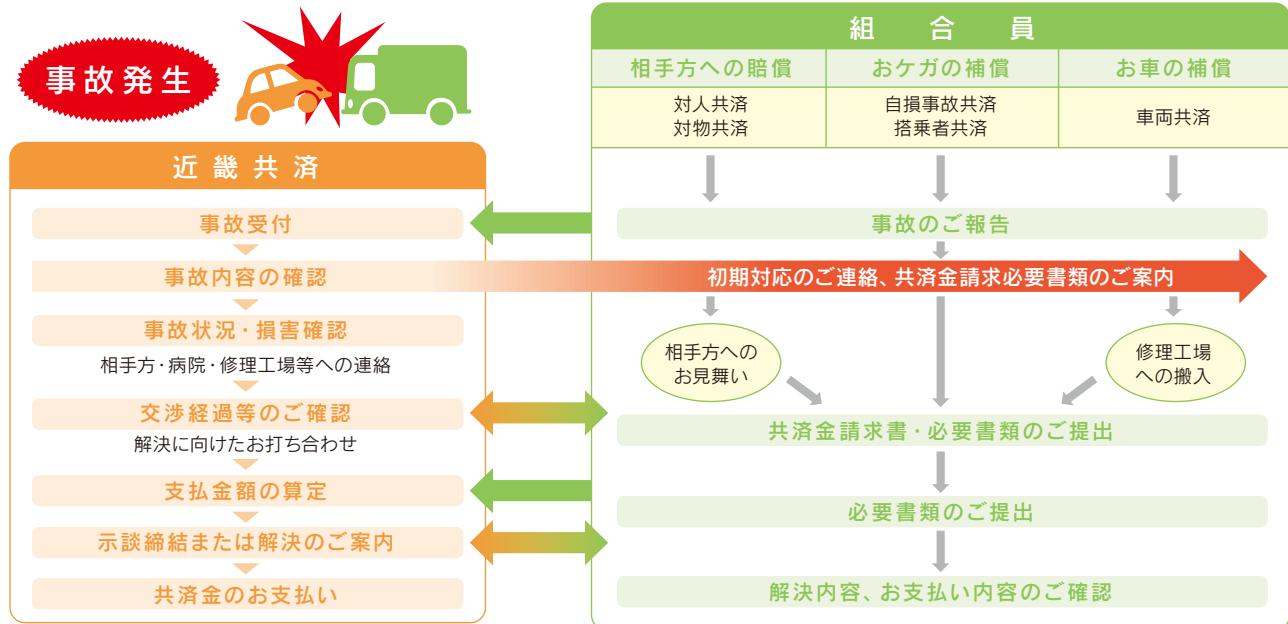


搬送引取費用特約が提供するロードサービス

搬送引取費用特約の補償として事故や故障時の応急処置およびレッカーによる牽引等を提供するためにロードサービス専用フリーダイヤル受付デスクを設置しています。当組合の営業時間にかかわらず、24時間・365日、ロードサービスをご利用いただけます。なお、このロードサービスは、搬送引取費用特約または事故の場合の車両共済のご契約自動車がご利用いただけます。



事故発生から共済金お支払いまでの流れ



①事故の発生と事故報告

万一事故が起こったら、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察等に通報をしてください。そして、すみやかに近畿共済に事故の報告をお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いします。

③必要書類の提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、確実な共済金支払期日管理のために、早期の提出にご協力ください。

④示談交渉と共済金の算出、お支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。

トラック交通共済ロードサービスの斡旋

当組合では契約組合員の皆さんに、「日本ロードサービス株式会社 (JRS)」によるロードサービスの加入を斡旋しています。(利用料金は利用者のご負担となります。)

事故防止の取組み 組合員と一体になった事故防止の推進 安全を提供します

交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金（保険料）のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済（保険）でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路を使用した運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力し、社会への貢献につとめていきたいと考えています。

個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員等を当組合スタッフ（安全指導員等）が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

個別事業所講習会

当組合事務局から安全指導員が出向き、運転者等を対象とした講習会を行います。

その際、講話に加えて、組合員の要望により、安全教育のDVD等の上映を実施します。



訪問等の実績（令和5年度）

- 個別事業所訪問……684事業所を訪問しました。
- 個別事業所講習会……843回開催し、7,343名の運転者が受講されました。

運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車（運転操作検査器3台、プリンター1台搭載）を組合員の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。

年間およそ100事業所1,000名強が受診しています。

アクセスチェッカーミニの貸出サービス

運転者の運転操作検査ができるコンパクトな検査器で、持ち運びに便利であらゆる場所での検査が可能です。安全教育に役立てていただけるように、この機器を貸出しています。

6台運用しており、年間およそ3,000名にご利用いただいています。



eラーニング

貨物自動車運送事業輸送安全規則によりトラック運送事業者が運転手に対して行う一般的な指導及び監督の指針12項目に対応しており、パソコンやスマートホンなどのインターネット環境があれば好きな時間や場所で学習できるサービスです。

受講は無料で、適宜受講証明書を発行しています。



事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ・デジタコ（一体型）を購入（リース）した場合に、その費用の一部を助成しています。

安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただけます。



事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



DVD貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のDVDの視聴覚教材を用意しています。当組合では、オリジナルDVD「安全運転6つのポイント」を作成し、1日1項目の5分程度の映像でご覧いただけます。



無事故無違反優良 ドライバーの表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対して表彰状と記念品を贈呈します。



広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記・児童画の募集に協力しています。



交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される8月から12月にかけて事故防止キャンペーン（無事故コンクール）を実施し、期間中優良な地域の表彰や無事故事業所に記念品の贈呈を行います。



安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。



トラック共済のネットワーク

再共済制度で万全の共済金支払を確保します

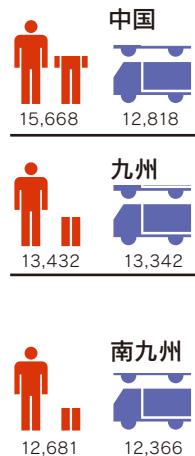
対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会（略称 交協連）を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合

の総資産合計は1000億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



全国の合計
対人共済契約車両数…307,738台
対物共済契約車両数…283,169台



資料編

Data

事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 … 22
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 … 23
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 … 25

経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 … 26
- 2. 財産運用に関する指標 … 29
- 3. その他の指標 … 31

組合概要

- 1. 組合の沿革 … 32
- 2. 主要な業務 … 34
- 3. 業務運営の組織 … 34
- 4. 役員の状況 … 35
- 5. 事務所の状況 … 36
- キンコウセーフティ株式会社の概要 … 37

事業の概況

1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益 (対前期増減率)	18,730,432 (▲1.3%)	18,790,436 (0.3%)	17,674,643 (▲5.9%)	17,234,463 (▲2.5%)	16,309,436 (▲5.4%)
経常利益 (対前期増減率)	622,040 (10.0%)	1,459,692 (134.7%)	1,093,434 (▲25.1%)	440,635 (▲59.7%)	△ 583,393 (▲232.4%)
当期純利益 (対前期増減率)	398,780 (▲22.9%)	1,146,435 (187.5%)	841,898 (▲26.6%)	178,789 (▲78.8%)	△ 561,361 (▲414.0%)
出資金の額 (出資口数)	204,740 (40,948)	203,655 (40,731)	201,930 (40,386)	198,395 (39,679)	195,355 (39,071)
純資産額	9,715,324	10,603,320	10,968,778	10,841,691	10,175,268
総資産額	21,834,868	22,348,814	22,536,131	21,617,612	21,642,142
責任準備金残高	4,120,083	4,091,002	4,043,933	3,983,268	4,014,468
有価証券残高	14,419,683	14,564,319	14,659,569	14,067,092	13,900,725
支払余力比率	1403.5%	1503.9%	1694.3%	1857.2%	1833.5
剰余金の配当額	出資配当金	603	600	594	585
	利用分量配当金	256,752	474,116	301,747	101,437
職員数	106人	107人	120人	127人	133
正味共済掛金 (対前期増減率)	7,484,486 (2.1%)	7,227,897 (▲3.4%)	6,856,735 (▲5.1%)	6,585,770 (▲4.0%)	6,446,998 (▲2.1%)
員外利用割合	0.56%	0.42%	0.47%	0.51%	0.63%

2. 主要な業務の状況を示す指標

出資口数、出資および事業利用組合員数 (単位: 口、人)

	令和4年度	令和5年度
出 資 口 数	39,679	39,071
出 資 組 合 員 数	3,281	3,273
事 業 利 用 組 合 員 数	2,566	2,553

共済の種類ごとの契約台数

(単位: 台)

	令和4年度	令和5年度
対 人 共 済	51,079	50,713
搭 乗 者 共 済	29,625	29,486
対 物 共 済	49,671	49,453
車 両 共 済	22,585	22,629
労 災 共 済	2,232	1,977
自 賠 責 共 済	7,732	8,439

共済の種類ごとの元受共済掛金

(単位: 千円)

	令和4年度		令和5年度	
	構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)
対 人 共 済	2,022,569	30.7	−3.3%	1,827,742
搭 乗 者 共 済	112,500	1.7	7.7%	125,584
対 物 共 済	2,705,843	41.1	−5.0%	2,668,046
車 両 共 済	1,546,517	23.5	−4.7%	1,637,386
労 災 共 済	19,390	0.3	−6.3%	18,448
自 賠 責 共 済	178,951	2.7	6.3%	169,792

共済の種類ごとの支払共済金

(単位: 千円)

	令和4年度	令和5年度
対 人 共 済	1,560,407	918,516
搭 乗 者 共 済	7,065	82,974
対 物 共 済	2,112,789	2,540,014
車 両 共 済	813,468	892,017
労 災 共 済	7,362	5,467
自 賠 責 共 済	85,018	187,626

事業の概況

共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	令和4年度				令和5年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	1,211	1,385	1,322	1,274	1,274	1,293	1,337	1,230
搭乗者共済(人)	20	20	19	21	21	36	35	22
対物共済(物件)	1,611	5,669	5,275	2,005	2,005	5,629	5,626	2,008
車両共済(件)	394	1,235	1,171	458	458	1,283	1,219	522
労災共済(人)	10	24	24	10	10	25	26	11

再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

令和4年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
令和5年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%

未収再共済金

(単位:百万円)

令和4年度	20
令和5年度	58

3. 共済金等の支払能力の充実の状況

(単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和5年度
A. 支払余力総額		11,557,880	11,100,269
出資金		198,395	195,355
利益準備金		584,000	584,000
剰余金		10,059,295	9,395,912
異常危険準備金の額		808,941	911,844
出資配当金		584	0
利用分量配当金		101,437	0
土地の含み益		9,270	13,158
B. リスクの合計額 $\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}$		1,244,667	1,210,845
(R1)一般共済リスク		1,068,945	1,020,088
(R2)巨大災害リスク		93,958	91,932
(R3)予定利率リスク		0	0
(R4)財産運用リスク		336,692	340,271
(1)価格変動リスク		289,819	289,819
(2)信用リスク		31,633	31,633
(3)子会社等リスク		0	0
(4)再保険リスク		15,036	18,241
(5)再保険回収リスク		205	579
(R5)経営管理リスク		29,992	43,569
C. 支払余力比率 $\{A/(B \times 1/2)\} \times 100$		1857.2%	1833.5%

支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク（上表のB）に対応するため、どのくらいの支払能力（上表のA）を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」（上表のC）です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期に措置がとられることとなります。

（注）当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシーマージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。

経理および財産運用の状況

1. 財務諸表

貸借対照表

(単位:円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	科目	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
I 現金預金	2,205,775,605	1,706,317,208	I 共済契約準備金	10,111,444,108	10,821,093,925
II 有価証券	14,067,091,850	13,900,725,150	支払備金	6,128,176,491	6,806,626,373
国債	6,222,918,500	6,222,918,500	責任準備金	3,983,267,617	4,014,467,552
地方債	5,083,372,350	4,329,298,650	II 共済事業負債	164,130,095	181,449,368
政保債	1,799,254,000	1,699,254,000	未払返戻金	1,870,830	497,540
その他有価証券	961,547,000	1,649,254,000	未払再共済掛金	67,411,800	73,821,940
III 共済事業資産	4,842,409,302	5,453,174,704	未払業務委託費	7,344,079	1,629,482
未収共済掛金	2,175,431,140	2,296,899,520	未払配分付加掛金	2,206	3,308
未収再共済金	20,476,065	57,869,085	前受共済掛金	42,138,660	53,885,080
未収配分付加掛金	485,373	638,486	共済仮受金	45,362,520	51,612,018
前払共済金	663,757,565	782,075,527	III その他負債	161,849,351	126,174,373
自賠立替金	303,090,240	339,605,405	未払金	98,205,537	84,254,794
共済仮払金	389,668,419	367,819,881	預り金	11,884,377	20,036,817
支払備金見返	1,289,500,500	1,608,266,800	仮受金	24,402,137	19,593,062
IV その他資産	157,492,767	192,316,602	未払法人税等	27,357,300	2,167,200
関係先出資金	123,607,000	123,607,000	未払消費税		122,500
差入保証金	7,181,080	9,340,480	IV 引当金	338,497,516	338,156,461
子会社出資金	10,000,000	10,000,000	賞与引当金	53,070,000	59,000,000
未収金	0	41,131,597	退職給与引当金	285,427,516	279,156,461
前払金	7,027,223	2,141,280	負債合計	10,775,921,070	11,466,874,127
貸付金	3,695,000	1,090,000	1. 出資金	198,395,000	195,355,000
前払費用	4,204,330	2,875,927	2. 2. 資本剰余金	4,070,000	4,070,000
長期前払費用	1,165,509	1,442,493	資本準備金	4,070,000	4,070,000
貯蔵品	612,625	687,825	3. 利益剰余金	10,639,225,679	9,975,842,559
V 固定資産	344,842,225	389,608,022	利益準備金	584,000,000	584,000,000
備品・その他	10,575,302	12,555,232	その他利益剰余金	10,055,225,679	9,391,842,559
土地	80,570,100	80,570,100	教育情報費用繰越金	60,000,000	60,000,000
電話加入権	4,345,077	4,345,077	組合積立金	9,809,929,934	9,889,929,934
ソフトウェア	26,816,810	141,214,556	当期末処分剰余金	185,295,745	△ 558,087,375
ソフトウェア仮勘定	222,534,936	150,923,057	(内、当期剰余金)	178,788,571	△ 561,361,440
資産合計	21,617,611,749	21,642,141,686	純資産合計	10,841,690,679	10,175,267,559
			負債および純資産合計	21,617,611,749	21,642,141,686

損益計算書

(単位:円)

科 目	年 度	令和4年度		令和5年度	
		自:令和4年4月1日 至:令和5年3月31日		自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日	
		費 用	収 益	費 用	収 益
経 常 損 益	経 常 収 益				
	正味共済掛金		6,585,770,260		6,446,998,400
	受入配分付加掛金		46,976,497		51,480,974
	支払備金戻入		6,588,982,982		6,128,176,491
	責任準備金戻入		3,464,284,712		3,279,320,795
	受入再共済金		452,541,438		312,512,764
	受取手数料		1,210,334		1,121,839
	資金運用益		69,900,975		66,495,704
	事故防止補助金		15,882,000		15,872,000
	その他経常収益		8,914,105		7,457,342
経 常 費 用	支払共済金	4,586,109,002		4,626,793,341	
	支払備金繰入	6,128,176,491		6,806,626,373	
	支払備金見返益	△ 1,289,500,500		△ 1,608,266,800	
	支払備金見返戻入	1,492,533,000		1,289,500,500	
	責任準備金繰入	3,403,618,929		3,310,520,730	
	再共済掛金	581,771,400		572,984,380	
	解約等返戻金	74,532,320		83,395,390	
	事業費	1,254,283,396		1,294,586,740	
	一般管理費	559,054,504		515,420,374	
	その他経常費用	3,249,650		1,268,625	
計		16,793,828,192	17,234,463,303	16,892,829,653	16,309,436,309
経常利益			440,635,111		△ 583,393,344
特 別 損 益	特 別 利 益				
	特 別 損 失				
	固定資産除却損	223,097,894		25,042	
	特 別 利 益				
特 別 損 失		223,097,894		25,042	
税引前当期純利益金額			217,537,217		△ 583,418,386
法人税等充当額			38,748,646		△ 22,056,946
当期純利益金額			178,788,571		△ 561,361,440

経理および財産運用の状況

剰余金処分

	令和4年度 自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日	令和5年度 自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日
I. 当期未処分剰余金		
当期純利益金額	178,788,571 円	
当期純損失金額		△ 561,361,440 円
前期繰越剰余金	6,507,174 円	3,274,065 円
合 計	185,295,745 円	△ 558,087,375 円
II. 組合積立金取崩額		
教育情報費用繰越金取崩	60,000,000 円	60,000,000 円
組合積立金取崩		498,087,375 円
合 計	60,000,000 円	558,087,375 円
(I + II) 合計	245,295,745 円	0 円
III. 剰余金処分額		
利益準備金	0 円	
教育情報費用繰越金	60,000,000 円	
組合積立金	80,000,000 円	
(特別積立金)	(80,000,000 円)	
出資配当金(年0.3%)	584,510 円	
利用分量配当金	101,437,170 円	
合 計	242,021,680 円	
IV. 次期繰越剰余金	3,274,065 円	0 円

2. 財産運用に関する指標

運用資産の構成・平均残高・運用利回り

(単位:千円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現金預金	2,124,498	0.00%	1,805,133	0.00%
有価証券	14,088,603	0.49%	14,138,909	0.47%
合計	16,213,101	0.43%	15,944,042	0.41%

運用資産の増減

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
現金預金	390,430	△ 499,458
有価証券	△ 592,477	△ 166,367
合計	△ 202,047	△ 665,825

利息及び配当金収入明細

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
現金預金	0	0
有価証券	69,901	66,496
(内 償還損益等)	(△2,764)	(△2,814)
合計	69,901	66,496

有価証券明細

(単位:千円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	6,222,919	44.2%	6,222,919	44.8%
地方債	5,083,372	36.1%	4,329,299	31.1%
政府保証債	1,799,254	12.8%	1,699,254	12.2%
利付商工債	0	0.0%	0	0.0%
社債	961,547	6.8%	1,649,254	11.9%
合計	14,067,092	100.0%	13,900,725	100.0%

経理および財産運用の状況

有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

区分	令和4年度					
	1年以下	1年~3年	3年~5年	5年~7年	7年~10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	6,222,919
地 方 債	754,074	708,747	508,747	508,747	763,121	1,839,935
政 府 保 証 債	100,000	0	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	99,688	196,830	665,029	0
合 計	854,074	708,747	608,435	705,577	1,428,150	9,762,108

(単位:千円)

区分	令和5年度					
	1年以下	1年~3年	3年~5年	5年~7年	7年~10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	6,222,919
地 方 債	454,374	508,747	508,747	508,747	763,121	1,585,562
政 府 保 証 債	0	0	0	0	0	1,699,254
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	296,518	580,671	772,065	0
合 計	454,374	508,747	805,265	1,089,418	1,535,186	9,507,735

3. その他の指標

固定資産の残高

令和4年度

(単位:千円)

種類	取得原価				減価償却		期末簿価 (A - B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	115,228	1,629	2,980	113,877	5,730	22,731	91,145
無形固定資産	383,552	178,926	257,226	305,252	12,065	51,555	253,697
合計	498,780	180,555	260,206	419,129	17,795	74,286	344,842

令和5年度

(単位:千円)

種類	取得原価				減価償却		期末簿価 (A - B)
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	A.当期末残高	当期償却額	B.累計額	
有形固定資産	113,877	7,850	1,829	119,898	5,870	26,773	93,125
無形固定資産	305,252	203,672	146,379	362,545	28,223	66,062	296,483
合計	419,129	211,522	148,208	482,443	34,094	92,835	389,608

責任準備金の積立方式および積立率

	令和4年度	令和5年度
積立方式	未経過方式	未経過方式
積立率(異常危険準備金を除く)	100%	100%

出資金および積立金の明細

(単位:千円)

年度	種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
令和4年度	出資金	201,930	795	4,330	198,395
	資本準備金	4,070			4,070
	利益準備金	584,000			584,000
	利益剰余金	60,000			60,000
	組合積立金	9,269,930	540,000		9,809,930
	当期未処分剰余金	848,848		663,552	185,296
令和5年度	出資金	198,395	1,150	4,190	195,355
	資本準備金	4,070			4,070
	利益準備金	584,000			584,000
	利益剰余金	60,000			60,000
	組合積立金	9,809,930	80,000		9,889,930
	当期未処分剰余金	185,296		△ 743,383	△ 558,087

事業費明細

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
事業費	1,254,283	1,294,587
一般管理費	559,055	515,420

組合概要

1. 組合の沿革

昭和30年代後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるという厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされるところとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済（7単協）による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を

図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

金融制度改革の流れのもとで料率算定期制度廃止（平成10年）などを始めとする保険自由化以降、護送船団方式と言われた損保各社横並びの体制が崩れ、損保業界においては業界再編を伴いながら激烈な商品開発、価格競争が繰り広げられてきました。さらに、人口の減少、少子高齢化や自動車販売不振など国内損保市場の縮小による収益悪化がすすみ、貨物運送業界への契約攻勢のもとで当組合においても損保会社との競争が激化してきました。また、保険業法の改正（平成18年）、中小企業等協同組合法の改正（平成19年）、そして保険法の制定（平成22年）にともない、損保会社と同等の監督・規制に対応した事業運営が求められるところとなりました。

当組合は令和2年、創立50周年を迎えました。今後とも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の変化に対して的確な対応を図り、強固な経営・財政基盤を構築し、より最適な共済商品やサービスを組合員の皆さんに提供してまいります。

近畿共済の出来事		自動車保険の出来事		経済・社会の出来事	
昭和44	12月 大阪府トラック協会に 交通事故共済制度研究委員会設置	44年 11月 自賠責保険料を96.5%引上げ			
45 (1970)	3月 大阪府トラック協会に 交通事故共済制度準備委員会設置 8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記 9月 共済事業開始（対人共済掛金は損保の60%）	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ		45年 3月 大阪で万国博覧会を開催	
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立（東京、 神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協） 10月 自賠責保険代理店事業開始			46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表	
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算 入が認められる 3月 交協連 統一経理基準を実施 4月 交協連 再共済事業を開始 11月 交協連 統一損害額査定基準を実施	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入		48年 10月 第一次石油危機	
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」 (略称を近畿共済)に変更 8月 労災共済の事業開始	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売 (対人1事故無制限、 対人示談代行サービス)			
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施 9月 対物・車両共済事業開始（共済掛金は損保の80%）				

	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和51年	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設(共済掛金は損保の80%) 創立10周年記念式典		54年 1月 第二次石油危機
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一	57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	56年 3月 第二次臨調発足
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、選定事業所対策等の収支改善策を決議(第43回臨時総代会)	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や後遺障害認定の適正化等制度改善を答申	60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 ブラザ合意
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設 (12月) 物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言
6	(5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化)		3年 1月 湾岸戦争
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		6年 9月 関西国際空港開港
8	(4月) 新保険業法施行 (12月) 日米保険協議合意	8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始 9年 9月 運輸省、自算会に自賠責保険損害調査方法等の改善を通告	7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に 9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大		
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ株を設立	13年 4月～ 損保会社の合併続く 14年 7月	13年 9月 米同時多発テロ 14年 9月 日朝首脳会談 15年 3月 米英イラク戦争
16	1月 対物共済金額無制限を新設		
18	(4月) 保険業法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	(6月) 保険法成立		20年 9月 リーマンショック、世界経済危機
21年		21年 6月 金融ADRの創設	21年 8月 総選挙で民主党大勝、政権交代
22 (2010)	4月 保険法施行 8月 創立40周年	22年 4月 損保会社大手3グループに集約	23年 3月 東日本大震災、東電福島第一原発事故 26年 4月 消費税8%に増税
23年			
27年 28年 29年	4月 自動車共済掛金、割引・割増制度改定 12月 夜間・休日事故受付サービス 4月 搬送引取費用特約 (5月) 民法(債権法)改正成立		30年 4月 南北首脳会談 6月 米朝首脳会談 9月 台風21号関西通過 5月 令和に改元 10月 消費税10%に増税 令和1年 2年 1月 新型コロナウイルス感染拡大でパンデミック 3年 7月 東京オリンピック 4年 2月 ロシアがウクライナ侵攻
令和2年 (2020)	3月 創立50周年記念式典 10月 事業協同組合の事務・権限が国から大阪府へ	5年 7月 ビッグモーター社による自動車保険金の不正請求問題が顕在化 12月 損保大手4社のカルテル問題 金融庁から業務改善命令	
令和5年 (2023)			

組合概要

2. 主要な業務

(1) 自動車共済事業

- ①対人共済 ②自損事故共済 ③無保険車傷害共済
- ④対物共済 ⑤車両共済 ⑥搭乗者共済

(2) 自動車損害賠償責任共済事業

(3) 労働災害共済事業

(4) 事故防止に関する事業

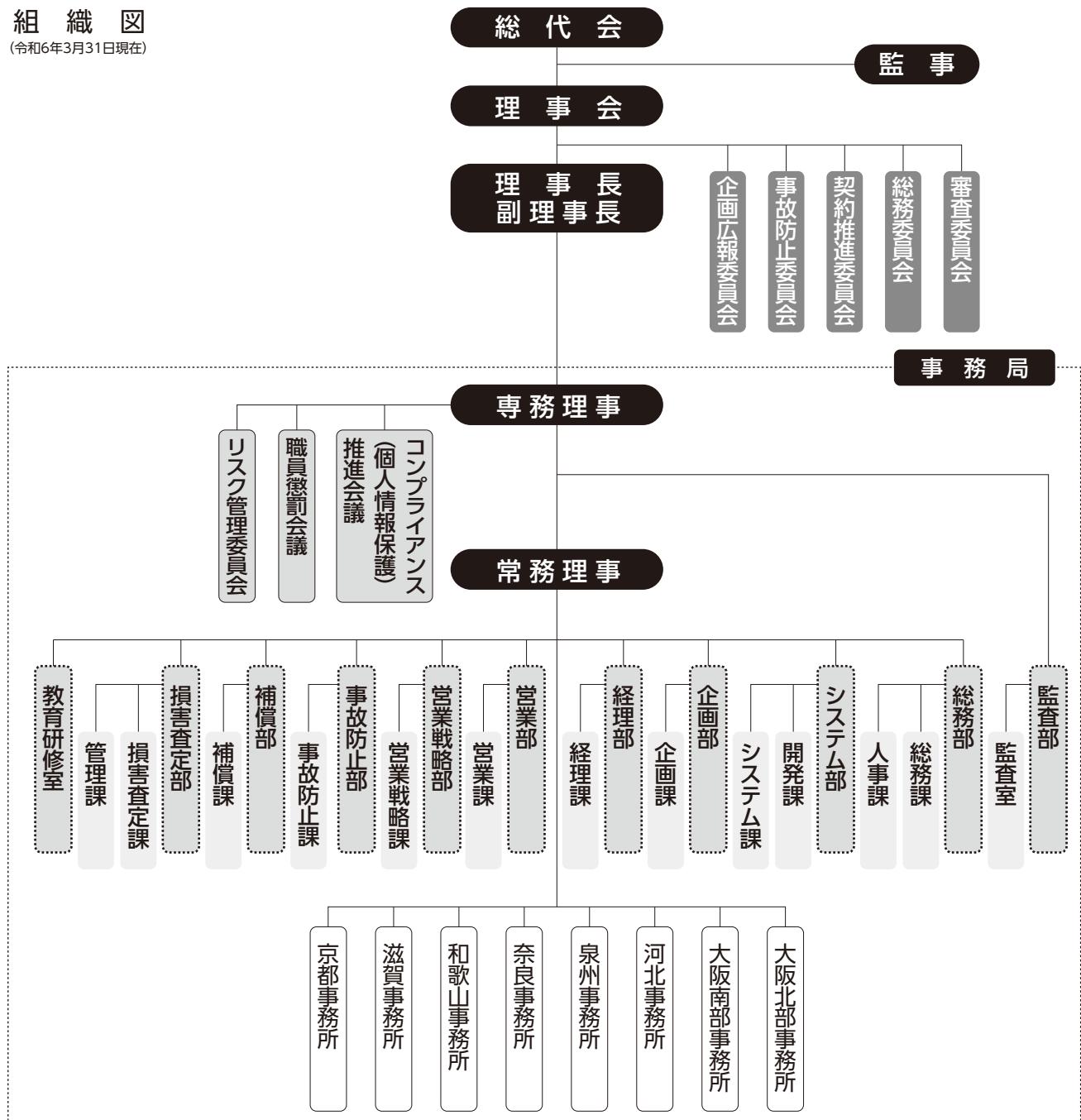
(5) 労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

3. 業務運営の組織

組織図

(令和6年3月31日現在)



4. 役員の状況

執行部役員の氏名及び役職名 (令和6年6月3日現在)

地 位	氏 名
理 事 長	岡 田 博
副 理 事 長	池 辺 祐 一
副 理 事 長	吉 田 正 則
副 理 事 長	中 秀 夫
副 理 事 長	杣 正
副 理 事 長	宇 野 賢 志
副 理 事 長	石 原 修
副 理 事 長	野 田 義 雄
副 理 事 長	福 塚 正 昭
副 理 事 長	小 山 均
副 理 事 長	和 田 耕 司
副 理 事 長	松 田 直 樹

理 事

(令和6年6月3日現在)

地 域	氏 名	会 社 名
河 北 (13名)	浅 田 勝	浅田運送株
	石 原 修	(株)つばめ急便
	稻 野 慶 彦	稻野運輸株
	伊 野 部 重 宏	(株)宮田運輸
	岩 田 充 弘	ダルマ運輸株
	小 澤 茂	菅原運輸倉庫株
	亀 井 康 宏	大阪第一作業株
	栗 尾 尚 孝	大和運送株
	坂 本 茂 治	茨木小型運送株
	濱 田 学	(株)キノシタ
	本 田 学	(株)シンワ・アクティブ
	吉 田 正 則	吉田運送株
	脇 阪 繁 生	脇阪運輸株
中 央 (3名)	池 田 喜 八 郎	光物流株
	高 原 治 二	(株)宇田急配社
	脇 田 耕 作	富士興業有
西 (3名)	大 畑 可 奈 子	(株)阿波彌運送部
	武 本 琢 也	京町堀運輸倉庫株
	渡 部 仁 一	渡部産業株
浪速南 (3名)	坂 本 龍 次	やまと運輸株
	菅 原 茂 雄	菅原運送株
	武 田 清	大協高速運輸株
大 正 (3名)	川 上 満	(株)川上産業社
	松 尾 美 香	(株)リサイクル松栄
	麦 踏 勝 吉	(株)丸麦運輸
第 六 (4名)	西 村 亮	永和重機運輸株
	野 田 義 雄	野田運送株
	福 島 博	(株)福島運送
	三 宅 德 也	新建運輸株

北 大 阪 (4名)	坂 田 喜 信	岸 本 運 送(株)
	谷 康 司	日 隆 産 業(株)
	中 村 修 二	力 ネ テ 組 運 送(株)
	松 元 勇 吾	(株)東 陽 運 輪
東 北 (7名)	井 上 算	井 上 運 輪 倉 庫(株)
	児 嶋 純	丸 善 大 阪 運 輪(株)
	坂 本 克 己	大 阪 運 輪 倉 庫(株)
	田 中 均	田 中 運 送(株)
	中 谷 展 朗	中 谷 運 送(株)
	中 原 豪	(株)中 原 運 輪
	村 上 正 光	大 阪 城 東 運 送(株)
南 大 阪 (6名)	井 上 忠	(株)井 上 運 送店
	大 谷 宗 樹	(株)明 新 運 輪
	杣 正	ソ マ 運 送(株)
	田 中 宏 紀	日 誠 商 運(株)
	札 場 喬	(株)丸 幸 陸 運
	宮 原 哲 也	紀 ノ 川 運 送(株)
東 大 阪 (9名)	重 博 文	富 士 通 運 輪 興 業(株)
	下 田 登 紀 彦	関 西 物 流(株)
	中 馬 猛	中 馬 運 輪(株)
	鉄 本 善 久	丸 鉄 運 送(株)
	富 澤 美 代 子	(有)大 梶 企 画
	中 村 喜 英	中 村 運 輪 倉 庫(株)
	西 川 顯 司	(株)西 川 組
	福 塚 正 昭	福 塚 運 送(株)
	前 村 高 志	山 口 運 送(株)
泉 州 (11名)	池 辺 祐 一	池 辺 運 送(株)
	泉 谷 素 啓	大 泉 運 輪(株)
	上 田 謙 造	上 田 運 輪(株)
	内 畑 谷 剛	関 空 運 輪(株)
	川 端 英 治	南 海 通 運(株)
	小 山 均	小 山 運 送(株)
	坂 上 楠 幸	(株)大 久 運 送
	竹 田 敏 之	竹 田 運 送(株)
	玉 置 三 平	(株)清 丸 運 輪
	西 尾 實	西 尾 運 送(株)
	松 堂 忠 見	松 堂 運 輪(株)
港 (2名)	芦 野 雄 司	(株)メ ロ ス
	藤 井 武 治	此 花 興 産(株)
奈 良 (7名)	塚 本 哲 夫	塚 本 運 送(株)
	中 秀 夫	郡 山 運 送(株)
	西 川 直 利	(株)運
	廣 瀬 久 雄	藤 俊 運 輪(株)
	松 谷 周 一	松 陸 運 輪(株)
	森 本 祢 男	森 本 運 輪(株)
	山 口 滋	(有)平 和 運 輪

組合概要

監事

	氏名	会社名
和歌山 (5名)	阪本享三 (株)酒本運送	
	鳥羽弘基 (株)鳥羽運送	
	三輪善則 紀脇運送(有)	
	和田耕司 (株)和田物流	
	渡邊孝富 (株)渡辺産業運輸	
滋賀 (9名)	岡田博 京阪運輸(株)	
	甲斐切稔 甲西陸運(株)	
	苅谷雅和 (株)キャリオン	
	坂口和男 (株)坂口運送	
	外村善一 (株)外村物流運輸	
	西村隆 彦根ロジスティクス(株)	
	松田直樹 (株)松田商事	
	松村浩志 グリーンエキスプレス(株)	
	萬木秀哉 高島運輸(株)	
京都 (14名)	荒木律也 荒木運送(株)	
	宇野賢志 (有)宇野エキスプレス	
	大島隆彦 (有)港梶包	
	木原泰博 丸工自動車運送(株)	
	田中実 田中運輸(株)	
	内藤晴之 内藤運輸(株)	
	中嶋守 (株)流通システムナカジマ	
	鍋師重則 (株)京綾貨物輸送	
	西畠義昭 (株)アースカーゴ	
	平島竜二 (株)岸貝物流	
	藤田周士 (株)カシックス	
	蒔田良夫 (株)京三運輸	
	宮本昌季 (株)エムズトランスポーテ	
	安田敏英 河嶋運送(株)	
員外 (4名)	鈴木秀雄 近畿交通共済協同組合	
	福山宏志 近畿交通共済協同組合	
	眞田健志 近畿交通共済協同組合	
	梶谷耕作 近畿交通共済協同組合	

5. 事務所の状況

事務所の名称	所在地	電話番号
本部	大阪市城東区鶴野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館4階)	06-6965-2828
大阪北部事務所		06-6965-2831
大阪南部事務所	大阪市城東区鶴野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館1階)	06-6965-2833
河北事務所	吹田市岸部南2-38-3 (北部地区輸送サービスセンター2階)	06-6381-6544
泉州事務所	堺市堺区戎島町4-45-1 ポルタスセンタービル3階	072-231-9781
奈良事務所	奈良市本子守町1-1 奈良上三条ビル4階	0743-59-1701
和歌山事務所	和歌山市黒田1-1-19 阪和第一ビル4階	073-403-6486
滋賀事務所	栗東市手原3-1-25 栗東市商工会館2階	077-502-0210
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51-5 (京都自動車会館3階)	075-671-1894



キンコウセーフティ株式会社の概要

名 称 キンコウセーフティ株式会社
代表取締役社長 岡田 博
所 在 地 大阪市城東区鶴野西2丁目11-2
(大阪府トラック総合会館内)
資 本 金 1,000万円 (近畿交通共済協同組合100%出資)
設立年月日 平成13年10月2日
代理店登録 平成13年11月8日
契約損保会社 東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、
AIG損害保険(株)
電 話 06-6965-2561
F A X 06-6965-2830

[主な取扱い商品]

運送業者賠償責任保険
自動車保険
火災保険
傷害保険



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

<https://www.kinkyo.or.jp> E-mail : kinkyo@kinkyo.or.jp

2024年8月25日発行(500)